

厚生労働大臣の定める揭示事項は下記の通りです。

外来にかかる届出事項

【明細書発行体制等加算】 1点

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年7月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【コンタクトレンズ検査料 1】 200点

当院は「コンタクトレンズ検査料 1」を算定しています。

初診料 291点 再診料 78点 コンタクトレンズ検査料1 200点

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※再診料には電子的診療情報連携体制整備加算（2点）を含めた点数となっております。

【電子的診療情報連携体制整備加算3】 4点

当院では以下の通り医療DX推進体制を整備し活用しております。

オンライン請求を行っています。

診療報酬明細書を患者さんへ無償で交付しています。

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

電子資格確認を利用し取得した診療情報を閲覧または活用できる体制を有しています。

医療DX推進に関する事項及び診療報酬明細書の無償交付について、院内の見やすい場所に掲示しています。

【長期収載品の選定療養】

長期収載の選定療養とは令和6年10月1日から開始された制度です。後発医薬品があるお薬で先発品（長期収載品）を希望される場合、患者様に選定療養費として一部自己負担金が発生します。ただし、先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められた場合は自己負担は発生しません。

【一般名処方加算】

一般名処方加算 1 8点

一般名処方加算 2 6点

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けてた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなくお薬の「有効成分」を処方箋に記載することです。